

# 感染症予防及びまん延防止に関する指針

## 1. 感染症対策に関する基本的考え方

感染の予防に留意し、感染症の発生の際には、その速やかな特定、まん延防止に努め早期に終息を図る事は、通所介護施設にとって重要である。感染予防対策を全職員が把握し、指針に添った介護が提供できるよう、「感染症予防及びまん延防止に関する指針」を定める。

## 2. 平常時の対応

### (1) 施設内の衛生管理

- ・感染症の予防およびまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。
- ・日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

### (2) 感染症予防と対策

- ・職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用する。また、血液、体液、排泄物、吐しゃ物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。
- ・利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。
- ・日常の予防策および対処法、感染症ごとの予防と対策については、マニュアルに従い対応する。

## 3. 感染症発生時の対応

### (1) 発生状況の把握

- ・感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、感染者の状況を速やかに管理者に報告し、講じた措置を記録する。
- ・感染者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。

### (2) 感染拡大の防止

- ・感染者が発生したとき、それが疑われる状況が生じたときは、必要に応じて感染者を隔離し、感染者に直接対応する職員を限定、看護師及び管理者の指示を仰ぎ施設内の消毒を行う。
- ・別に定めるマニュアルに従い、感染防止策を実施する。

### (3) 関係機関との連携

- ・必要に応じ、医療機関への移送、かかりつけ医への連携を行い、適切な医療処置を速やかに受けられるよう対応する。
- ・報告が義務付けられている感染症については、すみやかに保健所へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。
- ・担当のケアマネジャーへ、感染者の状況および対応内容について報告する。

#### (4) 行政への報告

・以下の報告基準にのっとり、迅速に市や区の介護保険担当部署に報告する。

<報告が必要な場合>

◇同一の感染症またはそれが疑われる死亡者や重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合

◇同一の感染症の患者、それが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合

◇上記以外の場合であっても、各自治体の基準により報告が必要な場合、または通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

(5) 社内報告 ・適宜、状況を代表に報告し対応を進める。

#### 4. 感染症関連マニュアル

- ・感染症関連マニュアルは職員に周知徹底し、最新の知見に対応するよう定期的に見直すものとし、必要に応じて改定を進言する。
- ・感染症関連マニュアルに沿って、手洗いの徹底、設備・機器の消毒など感染対策に努める。

#### 5. 職員研修および訓練

##### (1) 職員研修

- ・感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。
- ・職員研修は年1回開催し、出席できなかった職員には資料配布・内容の伝達等により周知を図る。また、必要に応じて随時開催する。

##### (2) 訓練

- ・実際に感染症が発生した際に迅速に行動できるよう、発生時の具体的な対応、役割分担、感染対策をしたうえでの介助法などを確認、シミュレーションすることを目的に実施する。
- ・訓練は年1回、定期的実施する。

#### 8. その他

##### (1) 閲覧

- ・「感染症予防及びまん延防止に関する指針」は、当施設の事務所に掲示するとともに、ホームページに掲載し、いつでも自由に閲覧することができるようにする。

##### (2) 見直し

- ・「感染症予防及びまん延防止に関する指針」は、感染対策委員会において定期的確認し必要に応じて、改定を進言のうえ、改定を速やかに実施する。

#### 附則

本指針は、令和5年7月1日より施行する